

**武豊町地域公共交通総合連携計画(案)
～武豊町における地域公共交通のあり方について
の検討調査報告書～**

平成20年4月30日

<目次>

- 序章 検討調査報告書の趣旨
- 第1章 交通に関する現況
- 第2章 アンケート調査等に見る地域の意向
- 第3章 地域交通試行(実証)運行についての基本的考え方
- 第4章 試行(実証)運行に係る基本設計プラン
- 第5章 適切な事業運営に向けた対応

序章 検討調査報告書の趣旨

3
(P1)

1. 背景・目的

- 名鉄河和線の3駅、JR武豊線1駅の鉄軌道があるが、路線バスについては運行されていない。
- バスによる公共交通サービスの提供については、平成15年8月から10月の3か月間、通勤ターバンを使用した公共施設を結ぶ巡回バスの試行運行事業を実施。利用者数が少ないこと、住民等アンケートでその必要性についての結果が十分に得られなかった等の理由で本運行に至らなかった。
- しかし、今後のまちづくりにおいて、着実に到来する少子高齢化・人口減少社会に対応した生活交通の確保は不可欠であり、公共交通体系のあり方について検討する必要がある。
- 本町が今後とるべき地域公共交通のあり方について検討し、その結果を「武豊町における地域公共交通システムのあり方についての検討調査報告書」としてとりまとめた。

2. 検討体制

4
(P1)

所属	職名	氏名
●総務部	総務課長	高須 直良
	防災交通課長	森田 英則
●厚生部	福祉課長	原田 行雄
	子育て支援課長	都築 正文
●産業建設部	産業課長	石川 幹夫
	土木課長	羽村 房雄
●教育委員会	学校教育課長	菅田 豊宏
	生涯学習課長	川野 光雄
○事務局	企画政策課長	小坂 延夫
	企画政策課長補佐	廣澤 不二雄
	企画政策課	石川 恭太

計11名

3. 検討経過

5
(P2)

日時	検討項目
第1回 平成20年4月17日	1. 地域公共交通活性化・再生総合事業について 2. 地域交通システムのあり方についての検討作業計画について 3. 協議が必要な主な論点について
第2回 平成20年10月10日	1. 公共交通に関する現状把握について 2. 住民の交通行動の実態について 3. 立地企業の実態・意向について 4. 住民意向をふまえた対応方針について
第3回 平成21年1月28日	1. 運行事業者の事業参画意向について 2. 地域公共交通計画(骨子案)について 3. 武豊町地域公共交通会議 規約等について
第4回 平成21年2月18日	1. 地域公共交通計画案について

第1章 交通に関する現況

1. 総合計画での位置づけ

たけとよ ゆめたろうプラン
第5次武豊町総合計画

基本構想																
目標年度	平成32年度(2020年度)を目標年度とする。															
まちの将来像	まちづくりの基本目標															
心つながり みんな輝くまち 武豊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>めざすべきまちの姿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本目標1 ともに創るまち</td> <td>①住民がまちづくりに参画しやすいまち ②情報が相互に発信されているまち ③住民に満足される行政サービスが行われているまち ④健全に行財政が運営されているまち</td> </tr> <tr> <td>基本目標2 安全に暮らせるまち</td> <td>①徒歩や自転車で安全に道路を通行できるまち ②道路や公共交通を利用して気軽に移動できるまち ③災害への備えや日常生活の安全性が確保されているまち</td> </tr> <tr> <td>基本目標3 ふれあいのあるまち</td> <td>①楽しい・憩える魅力的な場所があるまち ②誰もが気軽に学習や趣味の活動に参加できるまち ③地域活動が活発に行われているまち</td> </tr> <tr> <td>基本目標4 子どもが健やかに育つまち</td> <td>①安心して子どもを育てることができるまち ②働きながらでも子育てをしやすい環境が整っているまち ③子どもが楽しく学校生活を送っているまち</td> </tr> <tr> <td>基本目標5 いきいきと暮らせるまち</td> <td>①楽しく健康づくりができ、安心して医療を受けられるまち ②高齢者や障害者がいきいきと暮らしているまち ③みんなが相互に理解しやさしい心を持っているまち</td> </tr> <tr> <td>基本目標6 自然環境と生活環境が調和したまち</td> <td>①みんなが自然環境を大切にしているまち ②環境へ負担をかける生活環境になっていないまち ③快適で豊かな住環境が整っているまち</td> </tr> <tr> <td>基本目標7 活気に満ち誇りをもてるまち</td> <td>①中心市街地がにぎやかに活気づいているまち ②産業が活性化しているまち ③住民が誇りを持って生活しているまち</td> </tr> </tbody> </table>	めざすべきまちの姿	基本目標1 ともに創るまち	①住民がまちづくりに参画しやすいまち ②情報が相互に発信されているまち ③住民に満足される行政サービスが行われているまち ④健全に行財政が運営されているまち	基本目標2 安全に暮らせるまち	①徒歩や自転車で安全に道路を通行できるまち ②道路や公共交通を利用して気軽に移動できるまち ③災害への備えや日常生活の安全性が確保されているまち	基本目標3 ふれあいのあるまち	①楽しい・憩える魅力的な場所があるまち ②誰もが気軽に学習や趣味の活動に参加できるまち ③地域活動が活発に行われているまち	基本目標4 子どもが健やかに育つまち	①安心して子どもを育てることができるまち ②働きながらでも子育てをしやすい環境が整っているまち ③子どもが楽しく学校生活を送っているまち	基本目標5 いきいきと暮らせるまち	①楽しく健康づくりができ、安心して医療を受けられるまち ②高齢者や障害者がいきいきと暮らしているまち ③みんなが相互に理解しやさしい心を持っているまち	基本目標6 自然環境と生活環境が調和したまち	①みんなが自然環境を大切にしているまち ②環境へ負担をかける生活環境になっていないまち ③快適で豊かな住環境が整っているまち	基本目標7 活気に満ち誇りをもてるまち	①中心市街地がにぎやかに活気づいているまち ②産業が活性化しているまち ③住民が誇りを持って生活しているまち
	めざすべきまちの姿															
	基本目標1 ともに創るまち	①住民がまちづくりに参画しやすいまち ②情報が相互に発信されているまち ③住民に満足される行政サービスが行われているまち ④健全に行財政が運営されているまち														
	基本目標2 安全に暮らせるまち	①徒歩や自転車で安全に道路を通行できるまち ②道路や公共交通を利用して気軽に移動できるまち ③災害への備えや日常生活の安全性が確保されているまち														
	基本目標3 ふれあいのあるまち	①楽しい・憩える魅力的な場所があるまち ②誰もが気軽に学習や趣味の活動に参加できるまち ③地域活動が活発に行われているまち														
	基本目標4 子どもが健やかに育つまち	①安心して子どもを育てることができるまち ②働きながらでも子育てをしやすい環境が整っているまち ③子どもが楽しく学校生活を送っているまち														
	基本目標5 いきいきと暮らせるまち	①楽しく健康づくりができ、安心して医療を受けられるまち ②高齢者や障害者がいきいきと暮らしているまち ③みんなが相互に理解しやさしい心を持っているまち														
基本目標6 自然環境と生活環境が調和したまち	①みんなが自然環境を大切にしているまち ②環境へ負担をかける生活環境になっていないまち ③快適で豊かな住環境が整っているまち															
基本目標7 活気に満ち誇りをもてるまち	①中心市街地がにぎやかに活気づいているまち ②産業が活性化しているまち ③住民が誇りを持って生活しているまち															

6
(P3)

○施策方針

総合計画において、実現方針、実施方針、成果指標を右のように指定。

めざすべきまちの姿 <基本目標2 安全に暮らせるまち>

2-2 道路や公共交通を利用して気軽に移動できるまち

まちの発展の動脈として道路が整備されており、また、誰もが出かけたいときに出かけたい場所へスムーズに移動でき、生活に根ざした公共交通が整っている。

実現方針
日常生活の利便性を高めるため、市内の生活拠点へ気軽に移動できる道路と公共交通の整備を進めます。

実施方針

- ①幹線道路を整備する
 - 都市計画道路知多東部線、富貴線、武豊港線、榎戸大高線などの整備を進め、通過車輛の生活道路への流入を減らし、生活環境と利便性の向上を図ります。
- ②事故のない道づくりを進める
 - 右折車線の新設など整備改良を進め、既存幹線道路の混雑緩和や利便性の向上を図ります。
 - 交通規制の見直しにより、交通安全の確保と利便性の向上をめざします。
- ③公共交通を充実する
 - 公共施設、医療機関、商業施設など、日常の生活拠点へ気軽に移動できる地域交通体系を、地域の意見を活かしながら整備します。
 - 鉄道駅を利用しやすくするために、駅前広場などの整備に努めます。
 - 名鉄やJRの利便性の向上を関係機関に要請します。

成果指標

めざそう指標	現状値 (H18)	目標値	
		H25	H32
主な幹線道路 ^{※1} の整備率	41.7%	50%	56%
車での移動しやすさの満足度	29.3%	35%	40%
公共交通機関の利用しやすさの満足度	22.9%	25%	30%

※1 主な幹線道路：都市計画道路知多東部線、富貴線、武豊港線、榎戸大高線。

関連計画 ■武豊町道路整備計画書（平成13年度策定 土木課）

7
(P4)

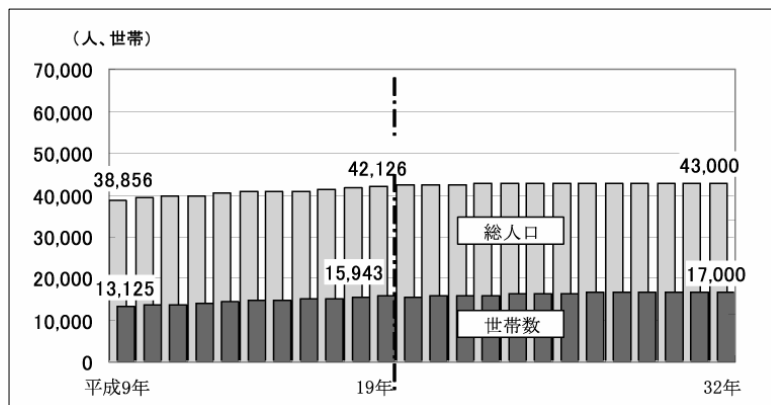
2. 潜在需要となる人口動向

(1)人口推移・見通し

8
(P5)

武豊町の人口は、現在も増加傾向にあり、平成20年1月1日時点で42,155人であった。

総合計画によると、人口の増加傾向は今後しばらく続き、平成29年にピークを迎えてその後はゆるやかに減少し、平成32年には約43,000人になる見込みである。

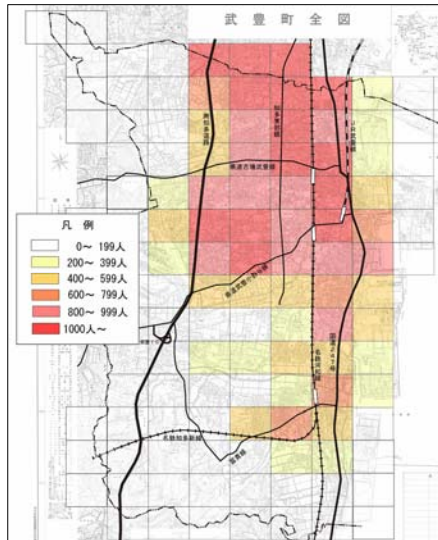


(2)地区別人口

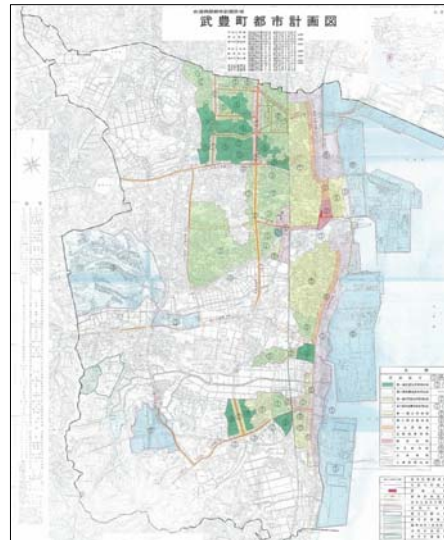
都市計画法上の市街化区域に人口は集中している。

9
(P6)

○地区別人口分布



○都市計画図

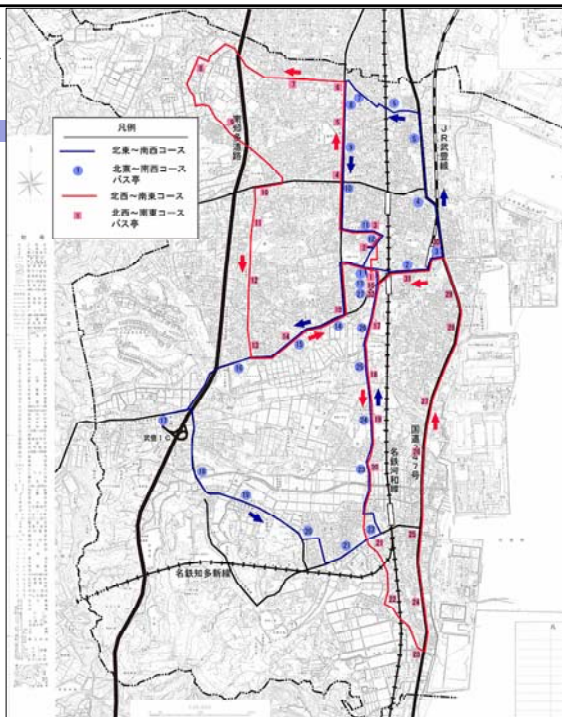


3. 平成15年度の巡回バス 試行運行評価

10
(P8)

(1)試行運行実施概要

- 運行日
H15/8/1～10/31(3ヶ月間)
- 停留所
北西・南東コース 30か所
北東・南西コース 25か所
- 事業方式
旅客運送専門業者へ委託
- 運行時間
8:00～17:00
1日8便、一周約60分
- 車両
乗客定員8～9人:2台
- 料金
1回100円
- 事業費
計:7,163,582円



(2)利用状況・評価結果

11
(P8)

○利用状況：2.2人／台・日

(単位：人)

	総利用者数	1日あたり 平均利用者数	1台あたり 平均利用者数
北東～南西コース	1,083	11.8	1.5
北西～南東コース	2,168	23.7	3.0
計	3,251	35.5	2.2

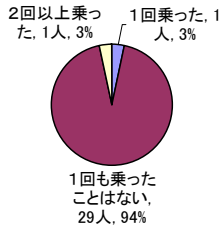
○住民アンケート調査結果

本稼働の「必要がある」と回答した住民は全体の23%、「必要ない」は45%であった。

○町政モニターアンケート調査結果

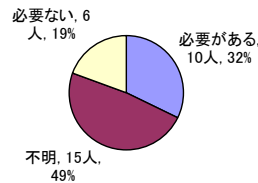
質問2

武豊町巡回バスに乗ったことはありますか(回答は1つ)



質問9

巡回バスを本稼働すると年間2,500万円以上の経費がかかりますが、実施する必要があると思いますか(回答は1つ)



利用者数、住民アンケート及び町政モニターアンケート調査による「必要性」の回答などから、本格運行の必要性はないと判断された。

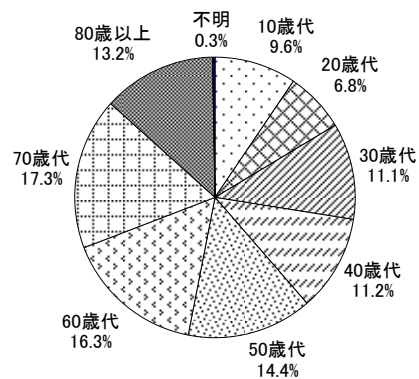
第2章 アンケート調査等に見る地域の意向

12
(P17)

1. 住民アンケート調査実施概要

実施期間	平成20年7月中旬～8月上旬
調査対象	武豊町在住者 3,000名を抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
回収数	1,505件
回収率	50.2%
年齢構成	幅広い世代より回答
性別	男性：4割強 女性：5割強

○年齢構成

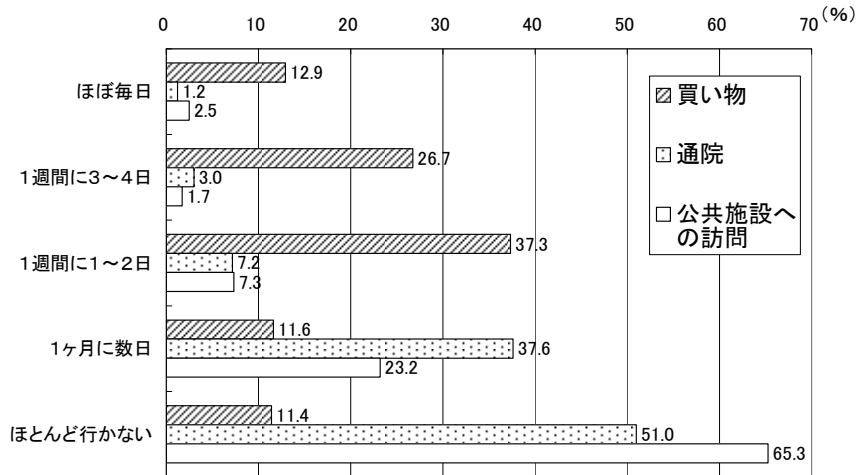


2. 外出行動

13
(P22)

○通勤・通学を除く外出頻度

買い物は週2～3回程度、通院や公共施設は月に数回の頻度でカバー可能

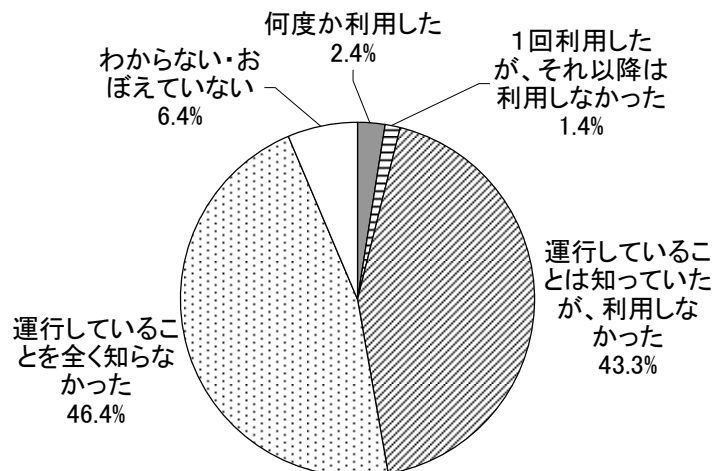


3. H15年度 試行運行について

14
(P25)

○利用実態・認知度

- ・武豊町巡回バスの利用経験者は4%未満。
- ・全く知らなかった住民も4割強見られた。



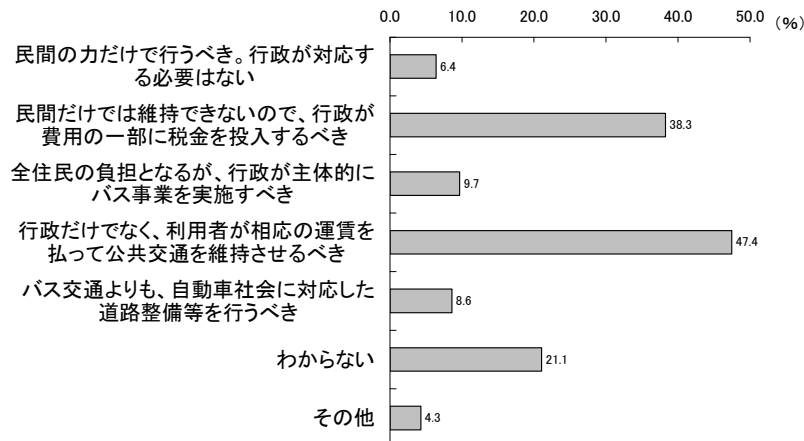
4. 公共交通サービスに対する期待

15

○公共交通(バス)の整備をどう進めるべきか

(P27)

- ・定時定路線型で小型車両を利用した効率的なイメージをもつ交通サービスに対する意向が高い。受益者負担(運賃負担)に対する理解も高い。
- ・運営方式について、行政による支援・補助に対する要請強い。



第3章 地域交通試行(実証)運行についての基本的考え方

16

(P29)

1. 武豊町における地域交通の現状と課題

(1)上位計画にみる対応

「たけとよ ゆめたろうプラン 第5次武豊町総合計画」にて、公共交通を充実する施策方針をたて、「公共施設、医療機関、商業施設など、日常の生活拠点へ気軽に移動できる地域交通体系を、地域の意見を活かしながら整備する」こととしている。

(2)地域ニーズにみる対応

○外出時の交通行動

- ・現状の外出時の交通手段としては、自家用車が圧倒的に多い。
- ・通勤通学を除く外出頻度としては、買い物は週2~3回、通院や公共施設へは月に数回となっている。

○公共交通サービスへの期待と利用意向

- ・定時定路線、小型車両を利用した効率的なイメージを持つ交通サービスに対する意向が認められる。
- ・運賃負担に対する理解も認められるが、行政による運行支援の期待も強い。

2. 基本目標・計画期間・対象地域

17
(P29)

(1)基本目標

「たけとよ ゆめたろうプラン 第5次武豊町総合計画」での考え方を踏襲し、武豊町の移動制約者であるお年寄り等が、安全に暮らせ、気軽に移動できる環境を構築することを目指す。

基本目標:「お年寄り等が、安全に暮らせ、気軽に移動できる生活の足の構築」

(2)計画期間

平成21年度に武豊町地域公共交通会議にて地域公共交通総合連携計画を策定、翌平成22年度を計画のスタート時とし、計画期間は5年間とする。

計画期間:「平成22年度～平成26年度」

(3)対象地域

対象地域は、「武豊町全域」とする。

3. 地域交通(コミュニティバス)のサービス設定の考え方

18
(P30)

(1)市街化区域内(工業系を除く)での交通空白地域の解消

導入目的は、公共交通のない交通空白地域の解消とする。

導入に当たり、財源的な制約を理由として、武豊町全域を導入当初からカバーすることは想定しない。当初は、潜在的利用者の多いと思われる市街化区域内をカバーする地域を対象とする。

市街化調整区域等については、市街化区域内での事業を先行的に進め、想定した利用が見込まれた場合に、その必要性に応じて段階的に対応する。

(2)移動制約者に対する公共交通サービスの提供:サービス提供先

サービス提供先としては、昼間時に、自動車にて外出できない移動制約者を対象とした公共交通サービスを提供する。

通勤通学利用が想定される朝夕時間帯については、移動制約者の対象外と想定し、行政として特に公共交通サービスを提供しない。

(3)武豊町の拠点エリア・基本的な目的施設へアクセスできるサービス提供

公共交通サービスの導入に当たり、そのルート設定については、目的地となる主要施設を抽出し、それら施設にアクセスできるように設定する。

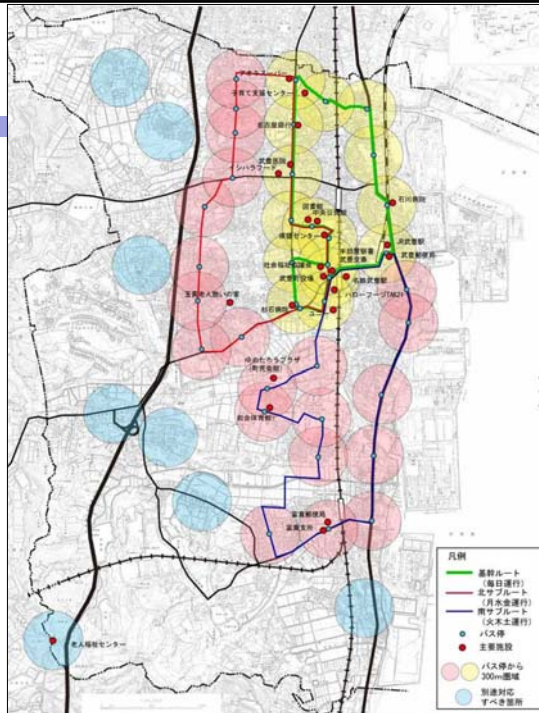
基本的な目的施設としては、「鉄道駅、スーパーマーケット、病院、銀行、郵便局、図書館、保健センター、総合体育館、町民会館、役場」を想定する。

第4章 試行(実証) 運行プラン

19
(P31)

1. ルートの設計の考え方

- 武豊町のまちづくりを念頭においた基幹ルートの構築
(赤点を緑色ルートで対応)
- 市街化区域内の居住エリアと基幹ルートとの接続による面的カバー
(赤・青色ルートで面的対応)
- 基幹ルートとサブルートの運行頻度に差をもたせたネットワーク(車両2台投入)
 - ・基幹ルート=緑色
(1周30分、1時間2本)
 - ・サブルート=赤・青色
(1周30分、1時間1本)



2. 運行時間・車両・運賃設定

20
(P32)

(1) 運行時間

- ・事業目的、サービス対象の設定に鑑み、概ね9:00~17:00までとする。

(2) 導入車両

- ・運行委託先の交通事業者による調達を想定
- ・車両規模イメージとしては、利用者数の変化に耐えられるようにするため、ジャンボタクシーではなくバス車両を導入することとし、コミュニティバスとしてイメージが定着している右図車両と同等クラスの車両を想定



資料：日野自動車ホームページより

(3) 運賃設定

- 運賃収入により事業経費を賄えるように料金設定すべきであるが、周辺自治体の料金設定状況や利用者の利用しやすさ等から、一律1回ワンコイン「100円」と設定する。運賃収入で賄えない欠損金を武豊町が補てんし、原則割引制度等は導入しない。

第5章 適切な事業運営に向けた対応

21
(P35)

1. 試行(実証)運行による段階的な事業化

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、地域公共交通・活性化再生総合事業費の活用を念頭におく。
- 基幹ルート及びサブルートを第一段階とし、地域公共交通・活性化再生総合事業費が認められる3か年の間に想定される利用が見込まれるか実験的に運行する。
- 3か年の運行の中で、利用状況等から事業の継続の必要性について判断し、事業の中断も選択肢としつつ、利用状況に応じた見直しを図るものとする。
- 市街化調整区域の事前予約制バス(タクシー)運行サービスについては、基幹ルート及びサブルートの実験的運行が想定以上に利用された段階で、地域のニーズを確認しながら導入を検討し、第二段階として導入を図るものとする。

2. 利用促進に向けた対応

22
(P35)

より良いコミュニティバスの構築には、住民の積極的な利用だけでなく、「自分たちで守り育てる」というマイバス意識をもった協力が必要不可欠である。

下記に示す考えられる利用促進策の中から、住民の理解の得られる事業について実施することを想定する。

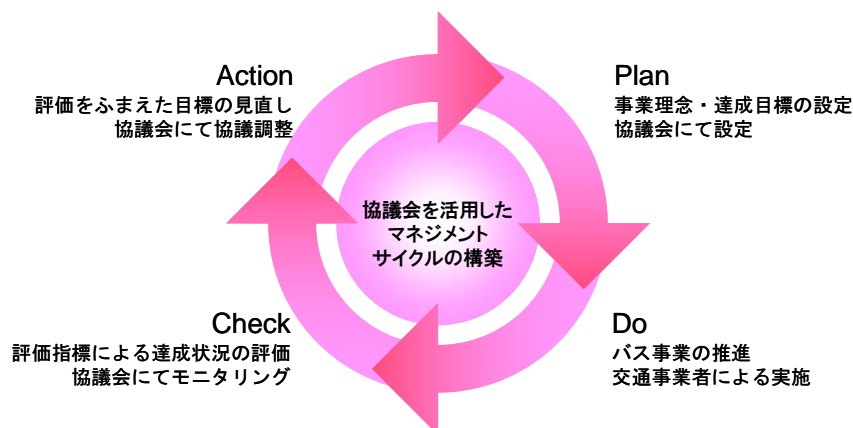
○考えられる利用促進策

サポーター制度	住民・事業者からの協賛を募る。 協賛方法は、協賛金・寄付金だけでなく、バス停停留所の設置時における私有地の使用協力、ベンチ・風雨よけ・花壇等の提供、停留所の清掃活動など、住民・事業者の自由な発想による協力を仰ぐ。
広告事業	時刻表・バス停・バス車両等における広告協力
無料お試し券	実際に利用・体感してもらわなければ、利用方法やその便利さを確認できない。期間限定の無料利用券の発券や、イベント時のタイアップ利用などによる利用促進を行う。

3. PDCAの導入(事業評価)

23
(P35)

コミュニティバスの事業性を逐次評価し、事業継続の判断や利用者ニーズに応じた改善等を行うため、下図に示すように武豊町地域公共交通会議(法定協議会)を活用し、コミュニティバスのPDCAを実施する。



4. 事業評価の方法

24
(P38)

○事業背景・目的

新たな事業であることを鑑み、交通空白地域の解消が達成されたかという目的に加え、バス事業の普及定着と住民ニーズへの的確な対応を目的とする。

○評価指標

指標1 市街化区域面積に対する基幹・サブルート のバス停カバー面積割合	・交通空白地域として設定した市街化区域内において、基幹・サブルート のバス停の300m圏域がどれだけの面積をカバーしているか、面積カ バー率を評価指標とする。 ・事業目標:80%
指標2 乗降者数・収支率の推移に みる必要性評価	・事業の必要性、事業の定着を確認するため、期間中における乗降者 数と収支率(事業経費に対する運賃収入割合)の推移を確認し、利用 者の増加・収支率の向上を目指す。 ・事業目標:対前年比プラス
指標3 利用者満足度の向上	・利用者満足度の調査と、それに伴う事業改善により利用者満足度 の向上を目指す。 ・事業目標:定期的に行うアンケート調査の満足度値の向上

5. スケジュール

25
(P39)

平成21年度	○地域公共交通総合連携計画の策定
平成22年度～	○コミュニティバス 試行(実証)運行開始 ○可能な利用促進策の実施
平成24年度	○コミュニティバス 試行(実証)運行の事業評価 (事業継続についての検討) ○市街化調整区域の事前予約制バス(タクシー)運行サービスの導入検討